共同生活援助

つなぐむ

重要事項説明書

1 共同生活援助サービスを提供する事業者について

2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

3 共同生活住居の構造・設備について

4 職員体制等について

5 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

6 その他の費用について

7 利用者負担額及びその他の費用の支払い方法について

8 サービスの提供にあたっての留意事項

9 虐待の防止及び身体拘束廃止の為の措置について

10 秘密の保持と個人情報の保護について

11 緊急時の対応方法について

12 協力医療機関について

13 事故発生時の対応方法について

14 非常災害時の対策

15 苦情解決の体制及び手順

16 心身の状況の把握

17 連絡調整に対する協力

18 他の指定障がい福祉サービス事業者等との連携

19 サービス提供の記録

20 指定共同生活援助サービス内容の見積もりについて

21 事業所ご利用の際にご留意いただく事項

22 サービス提供開始可能年月日

23 重要事項説明の年月日

重要事項説明書

作成日：2025年12月1日

1　共同生活援助サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社　Reve
代表者氏名	代表取締役　松橋　沙江子
本社所在地 （連絡先）	〒065-0028 札幌市東区北２８条東９丁目３番３号　ポラリスビル　２階
法人設立年月日	２０２３年１月６日

2　ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

(1)　事業の所在地等

事業所名称	つなぐむ月寒	つなぐむ平岸	つなぐむ白石
サービスの主たる対象者	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等 難病患者など		
サービス内容	共同生活援助（令和2年8月1日指定）		
管理者	成田　裕美		
サービス管理責任者	サービス管理責任者名：松橋　沙江子		
主たる事業所 所在地及び住居 所在地	〒062-0052 札幌市豊平区月寒東２条11丁目12番16号 ソレイユ月寒101号室	〒062-0932 札幌市豊平区平岸２条3丁目6番27号 セゾンドブランシェ平岸Ⅲ103号室	〒003-0029 札幌市白石区平和通15丁目北4番14号
連絡先 相談担当者名	011-598-9659 成田　裕美		
利用定員	6名	4名	4名

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	障害者総合支援法に基づいて適切な運営管理を図りサービスを提供する目的
運営方針	個々のニーズ・スキルによる自立向上を目的とする支援

3 共同生活住居の構造・設備について

	つなぐむ月寒	つなぐむ平岸	つなぐむ白石
住居区分	マンション 個別タイプ	マンション 個別タイプ	戸建て型
所有者名	管理会社　オール	管理会社　東和	国立不動産株式会社
居室数	6室	4室	4室
部屋番号	事務所（101号室） 102号、103号、105号、207号、202号、205号	事務所（103号室） 107号、201号、202号、208号	1階　A部屋、集会場 2階　B部屋、C部屋 D部屋
各設備	居室、便所、ふろ場、台所、収納	居室、便所、ふろ場、台所、収納	居室、便所、ふろ場、台所、収納
入居者1人あたりの居室の最小床面積	18.66㎡～	18.66㎡～	10.944㎡～

4 職員体制等について

(1) 各職種の職務の内容

職種	職務内容
管理者	事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
サービス管理責任者	利用者の個別支援計画の作成、継続的なサービス管理及び評価等を行う。
世話人	食事の提供や生活上の相談等、日常生活を適切に援助する。

生活支援員	食事や入浴、排せつ等の介護を行う。
夜間支援従事者	夜間必要な排泄等の必要な介護を行う

(2) 職員配置

職種	員数	常勤		非常勤		常勤換算	備考
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1名		1名				
サービス管理責任者	1名～				1名～		
生活支援員	1名～				1名～		
世話人	1名～				1名～		
夜間支援員	1名～				1名～		

(3) 勤務体系

職種	勤務体系
管理者	平日9:00～18:00（休憩時間1H）
サービス管理責任者	平日１時間勤務（9時から１８時の間）
生活支援員	日勤9：00～18：00（休憩１時間）　遅番13：00～18：00
世話人	日勤 9：00～18：00（休憩１時間）　遅番 13：00～18：00
夜間支援従事者	22：００～翌6:00（休憩１時間）（月寒・平岸） （但し、緊急時対応の場合は別途１時間、休憩時間とする） 18：00～翌9：00（休憩３時間）（白石）

5　提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

(1)　提供するサービスの内容

サービスの種類	サ　ー　ビ　ス　の　内　容
共同生活援助計画の作成	利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、生活全般の質を向上させるための課題や目標、支援の方針等を記載した共同生活援助計画を作成します。
利用者に対する相談	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況　等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
食事の提供	世話人が栄養と各人の嗜好を考えて、バラエティーに富んだ献立を工夫し、提供します。（食材料費及び食事に係る水道光熱費は対象外サービスです。）食事提供に関しては、業務委託先と連携中・自社で休み時は対応します。提供時間は朝：7 時から 9 時、昼：12 時から 14 時、夕：16 時から１８時。
健康管理 金銭管理の援助	・嘱託医師により、診察日を設けるとともに、世話人等により観察、疾病予防、健康管理を行います。緊急時には必要により、主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。また、利用者が外部の医療機関に通院する場合には、その付き添い等について配慮します。 ・生活費の管理方法や使途方法等について必要に応じて相談支援を行います。
余暇活動の支援	地域商店への単独買い物等を支援し、自主性を育てるとともに、余暇活動として地域行事の情報を提供し、参加を促進します。
緊急時の対応	サービス提供中に、利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者があらかじめ指定する連絡先にも連絡します。
日中活動の場等の連絡・調整	日中、自立訓練事業やデイサービス等他のサービスを利用する場合、また職場に通勤する場合等に、必要に応じてサービス提供事業者や職場等と連絡･調整を行います。

財産管理等の日常生活に必要な援助	食事、排泄、入浴、着替え、整容等について日常生活に必要な援助を行うとともに、財産管理に支援が必要な利用者について、成年後見制度の利用を促進するなど必要な援助を行います。
夜間における支援	夜間において支援を行うものを配置し、就寝準備の確認、寝返りや排泄等の支援を行うとともに、緊急時の対応を行います。
体験利用における支援	契約を希望されている方に、生活上の不安を解消等を目的として正式な契約終結前に「体験利用」として支援を行います。

(2) サービス料金

<提供するサービスの料金とその利用者負担額について>

提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。

利用者負担は現在、サービス量と所得に着目した負担の仕組み（１割の定率負担と所得に応じた負担上限月額の設定）となっています。

定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

※ 障がい福祉サービスの定率負担は、所得に応じて負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス料にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せください。

※ 介護給付費等について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、介護給付費等の全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の支給（利用者負担額を除く）を申請してください

6　その他の費用について

内容	料金		
	つなぐむ月寒	つなぐむ平岸	つなぐむ白石
家賃など	月額36000円 （内訳は※参照）	月額41,000円 （内訳は※参照）	月額36000円 （内訳は※参照）
食事料金（食事委託業者料金）	朝：300 円 昼：400 円 夕：500 円	朝：300 円 昼：400 円 夕：500 円	朝：300 円 昼：400 円 夕：500 円
光熱費水道料	実費	共同水道代月額2700円	
火災保険料※	17270円	7850円	5170 円
その他費用			日用品・光熱費代 21,700 円 （31日分）日額700円（10月から4月は暖房費月額 4,000 円追加）

・入居時は、入居費初期費用（敷金：退去時修繕費などなければ返金（家賃 1 ヶ月分相当：36,000 円）＋住居する月の家賃など 1 ヶ月分（36,000 円※途中からは日割り計算）退去費（20,000 円）＋火災保険を合わせた額になります。

※**月寒の家賃について**（実際家賃：24000円、共益費：2000円、町内会費：300円、24時間管理料：1100円。それに、集会場の部屋賃料分を割った賃料：27400 円を割った分 4570 円＋送迎などで使用する社用車用の駐車場代を割った料金：7000 円を割った分で 1200 円、除雪代：8000 円×５回を割った分で 6700 円、合計：39870 円になるので、最低家賃の36000円とする）

※**平岸の家賃について**（実際家賃：36000 円、共益費：2000 円、町内会費：300 円、共同水道料：2700 円で、合計：41000 円とする）

※**白石の家賃について**(実際家賃：93500 円、24 時間管理費：1100 円)合計：94600 円を４部屋で割ると 23650 円、町内会費：300 円、除雪代 8000 円×８回を割った分で １６０００円、合計：39950 円になるので、最低家賃の 36000円とする）

※**日用品の内訳**：電気代・水道代・灯油代・Wi-Fi料金、トイレットペーパー、ティッシュペーパー等の消耗品、洗濯洗剤、シャンプー等のお風呂用品・食品関係のサランラップや洗剤などの消耗品やお誕生会やイベント費など。

※**火災保険料について**は、２年で更新のため、その都度料金の見直しがかかります。また保険会社の変更により値段が上がる場合があります。（２年以内に退去時は、差額返金します。）

※・支払いは、家賃・共同水道料・町内会費・共益費は当月の 10 日までに支払い、食費などは**月末締めで翌月 10 日までの支払い**となります。

※**食費について**は、食事委託業社へ集金後、支払っている。（全ユニット一律同一料金）

朝食	300円
昼食	400円
夕食	500円

7　利用者負担額及びその他の費用の支払い方法について

利用者負担額 その他の費用の 支払い方法について	利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用する月の5日までに利用月分の請求書をお届けします。サービス提供の記録と内容を照合のうえ、請求月の１０日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア)現金支払い (イ)事業者指定口座への振り込み （振込手数料はご利用者様負担でお願い致します） お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。 また、介護給付費等について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。

※ 利用料、その他の費用の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期日から2か月以上遅延し、故意に支払いの督促から14日以内にお支払がない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いただくことがあります。

※入居の際、防炎カーテン・防炎カーペット、IHコンロ・電子レンジ、ポットなどはご自身でご用意して頂きますのでご了承ください。

8 サービスの提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 共同生活援助計画の作成

確認した支給決定内容に沿って、利用者及び家族の意向に配慮しながら「共同生活援助計画」を作成します。作成した「共同生活援助計画」については、案の段階で利用者又は家族に内容を説明し、利用者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお願いします。

(3) 共同生活援助計画の変更等

「共同生活援助計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

9 虐待の防止及び身体拘束適正化のための措置

(1) 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	松橋　沙江子

② 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。

③ 成年後見制度の利用を支援します。

④ 苦情解決体制を整備しています。

⑤ 従業者に対する虐待防止を啓発･普及するための研修を実施しています。

（2） 身体拘束等の適正化のため、次の措置を講じます。

① 身体拘束等の適正化のための指針を整備しています。

② 身体拘束に関する責任者を選定しています。

身体拘束等に関する責任者	松橋　沙江子

③ 身体拘束等の適正化の為の対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ります。

④ 世話人等の従業員に対する研修を実施する等の措置を講じます。利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合（①切迫性②非代替性③一時的かつそれらの要件の確認等が極めて慎重に実施されているケースに限られる）についてのみ身体拘束を行うことがあります。身体拘束が必要な場合は、利用者又は家族に説明し、同意を受けます。その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録します。

10 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ○ 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ○ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ○ 事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後におい

	ても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
②個人情報の保護について	○ 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者家族の個人情報についても、当該利用者家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。 ○ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ○ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)

11　緊急時の対応方法について

① サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者があらかじめ指定する連絡先にも連絡します。

② 上記以外の緊急時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に、下記の対応可能時間に連絡を受けた際は、利用者の状態に応じて、必要な対応を行います。

緊急時連絡先：０１１-５９８－９６５９

12　協力医療機関について

協力医療機関は、治療を必要とする場合に協力を依頼している医療機関です。

ただし、優先的な診療・入院治療を保証するものではございません。

医療機関名称	医療法人　敬仁会　函館おしま病院		
代　表　者	理事長　河端　聡		
所　在　地	〒０４０-００２１　函館市的場町１９番６号		
電話番号	０１３８-５６-２３０８		
診　療　科	一般内科・緩和ケア	入院設備	あ　り

13　事故発生時の対応方法について

利用者に対する共同生活援助の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する共同生活援助の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

市町村	市町村名	札幌市
	担当部・課名	保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課
	電話番号	０１１－２１１－２９３８

本事業者　は、下記の損害賠償　保険に加入しています。

保険会社名　　損害保険ジャパン日本興亜株式会社

保険名　　ウォームハート

保障の概要　　施設・生産物・受託物・居宅サービス介護支援

怪我及び賠償責任については、上記保険適応内の保証までとする。

14　非常災害時の対策

非常時の対応	別に定める消防計画により対応いたします。
平時の訓練	別に定める消防計画に則り、避難訓練を年2回実施します。

防災設備	・自動火災報知機　有　・消火器　有 ・ガス漏れ報知器　有　・誘導灯　有 ・非常用電源　―　・非常通報装置　― ・室内防火栓　―　・スプリンクラー　― ・カーテン等は防炎機能のある物を使用しています。 ・震災に備えての備蓄（食糧・飲料水3日分） （その他、拡声器・携帯ラジオ・ロープ・懐中電灯等）

15　苦情解決の体制及び手順

(1)　提供した指定共同生活援助に係る利用者及びその家族からのサービス提供に係るご相談及び苦情、虐待などのご相談のための受付窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

(2)　相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

①利用者には、常設窓口について印刷物で配布し、周知する。

②苦情または相談があった場合、利用者の状況を詳細に把握するよう、必要に応じて状況の聞き取りのため訪問を実施し、事情の確認を行う。

③対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行う（時間を要する内容についても、その旨を翌日までに連絡することとする）

【事業者窓口】 株式会社　Reve	所在地　北海道札幌市東区北２８条東９丁目３番３号 ポラリスビル２階 電話番号　０１１－５９８－９６５９ FAX番号　０１１－５９８－９６６０ 受付時間　９：００～１８：００

16　心身の状況の把握

指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

17 連絡調整に対する協力

共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の利用について市町村又は相談支援事業を行うものが連絡調整にできる限り協力します。

18 他の指定障がい福祉サービス事業者等との連携

指定共同生活援助の提供に当り、市町村、他の指定障がい福祉サービス事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

19 サービス提供の記録

① 指定共同生活援助の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容、実績時間数（外部サービス利用型の場合）及び利用者負担額等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。

② 指定共同生活援助の実施ごとに、サービス提供実績記録票に記録を行い、利用者の確認を受けます。

③ これらの記録はサービス完結の日から5年間保存し、利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
（複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。）

20 指定共同生活援助サービス内容の見積もりについて

契約に際して、利用者のサービス内容に応じた見積もり(契約書別紙)を作成します。

21 事業所ご利用の際にご留意いただく事項

感染症対策	事業所利用者がインフルエンザ等の他者に感染する疾病であることを、医師が診断した場合、医師の完治連絡が出るまで外出、共用部分の利用、居室の出入りなど制限をさせていただきます。
設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては希望により世話人及びバックアップ事業所にて管理を致します。

喫煙	電子タバコのみ可能です。 また、施設内での紙巻きタバコは禁止とさせていただきます。
飲酒	服薬中の方には原則禁止とさせていただきます。
宗教活動 政治活動 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

22 サービス提供開始可能年月日

サービス提供開始が可能な年月日	２０２３年8月1日

23 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	（西暦）　　年　　月　　日

当事業者は、本書面に基づいて、重要事項を説明しました。

事業者	所在地	北海道札幌市東区北２８条東９丁目　３番3号 ポラリスビル２階
	法人名	株式会社　Reve
	代表者名	松橋　沙江子　　印
	事業所名	つ な ぐ む
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

この重要事項説明書の同意年月日	（西暦）　　年　　月　　日

利用者	住所	
	氏名	印

保証人	住所	
	氏名	印